

議案第 98 号

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和 2 年 1 2 月 1 2 日施行される改正公職選挙法の規定により、本町の選挙において選挙運動の公費負担を行うことに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大口町議会議員及び大口町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 大口町議会議員及び大口町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大口町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、大口町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なけ

ればならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 大口町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、6,160円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は

第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 大口町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラ

の作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 大口町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に155,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて100枚以下であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委

員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

制 定 要 旨

1 制定の背景

令和2年6月の公職選挙法改正により、町議会議員選挙に供託金制度が導入され、また、条例で定めることにより、選挙運動の公費負担（選挙公営）をすることができるようになります。

選挙運動の公費負担は、費用の一部を町が負担することにより、候補者の負担を軽減し、候補者の資力の差が選挙運動の差につながらないように、公平公正な選挙に資するための制度です。この制度を導入するため、本条例を制定します。

2 選挙運動の公費負担について

対象は、**選挙運動用自動車の使用に関する費用**、**選挙運動用ビラの作成費用**、**選挙運動用ポスターの作成費用** です。詳細は次のとおりです。

(1) 選挙運動用自動車の使用に関する費用

①一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤーが該当）に係る費用。

上限 64,500 円／日

②次の費用がそれぞれ対象となります。

ア 自動車の借入代 上限 15,800 円／日

イ ガソリン代 上限 6,160 円／日×5日（無投票の場合は1日）

ウ 運転手代 上限 12,500 円／日

①、②はどちらか一方しか対象になりません。

①運送契約（ハイヤー）に係る費用について

市場価格（2時間30kmで13,000円～）と1日8時間の運行を想定して、国の基準額が上限として適当であると考えます。

②①以外の選挙運動用自動車の使用に係る費用について

ア 自動車の借入代について

近隣のレンタカー費用は車種によりさまざまですが、普通車～ミニバンクラスであれば概ね8,000円～14,000円程度です。よって国の基準額が上限として適当であると考えます。

イ ガソリン代について

ガソリン代の国の基準は7,560円/日(×選挙運動期間の日数)です。

経済産業省 資源エネルギー庁 石油製品価格調査によると、レギュラーガソリンの直近1年の平均額が約140円/ℓ(税別)です。車両により燃料タンクの大きさは異なりますが、1日1回の給油が概ね40ℓと想定し、

$140\text{円}/\ell \times 40\ell \times 1.1 = 6,160\text{円}$ としました。

ウ 運転手代について

選挙運動における労務者報酬の上限は10,000円/日です。また、車上運動員(いわゆるウグイス嬢)といった、技能職の報酬の上限は15,000円/日です。運転手は雇用契約を結びますので、一概に比較はできませんが、「運転手」という技術職の側面を考慮して、国の基準額(12,500円/日)が上限として適当であると考えます。

(2) 選挙運動用ビラの作成費用

7.51円/枚×ビラの上限枚数。

ビラの頒布枚数の上限が、町長選挙5,000枚、町議1,600枚ですので、

町長 $7.51\text{円} \times 5,000 = 37,550\text{円}$

町議 $7.51\text{円} \times 1,600 = 12,016\text{円}$ が上限となります。

国、近隣市の設定が同額であることから、国の基準額が上限額として適当であると考えます。

(3) 選挙運動用ポスターの作成費用

ア ポスター作成費用の上限の算定方法

$(155,250\text{円} + 525.06\text{円} \times \text{ポスター掲示場の数}) / \text{ポスター掲示場の数}$

本町のポスター掲示場の数は75か所ですので、

$(155,250 + 525.06 \times 75) / 75 = 2,595.06 \approx 2,596\text{円/枚}$ となります。

イ ポスター作成枚数の上限

100枚(ポスター掲示場の数に4/3を乗じた数)とします。

ア 算定について

国の基準は、

$(310,500\text{円} + 525.06\text{円} \times \text{ポスター掲示場の数}) / \text{ポスター掲示場の数}$ です。

本町のポスター掲示場の数は75か所ですので、

$(310,500 \text{ 円} + 525.06 \text{ 円} \times 75) \div 75 = 4,665.06 \text{ 円} \approx 4,666 \text{ 円/枚}$ となります。

国の基準どおりでは、上限額が過大になると考えました。

一般的なチラシ(A3)のデザイン料、写真撮影代を踏まえ、デザイン料と写真撮影代を合わせて概ね8万円～15万円を想定しました。

掲示場の数が500までのときに加算する310,500円を1/2とすると155,250円となり、先の想定額とほぼ同額となることから、155,250円を加算することとしました。

イ ポスター作成枚数の上限について

公費対象となるポスター作成枚数の上限について、国の基準はポスター掲示場の数の2倍としています。破れたときの貼り換えのため2倍、とされています。一方で、近隣含め多くの市ではポスター掲示場の数としています。本町の選挙においては、多くの候補者が100枚程度作成していることと、破れたときの貼り換えを考慮して、上限を **100枚** としました。

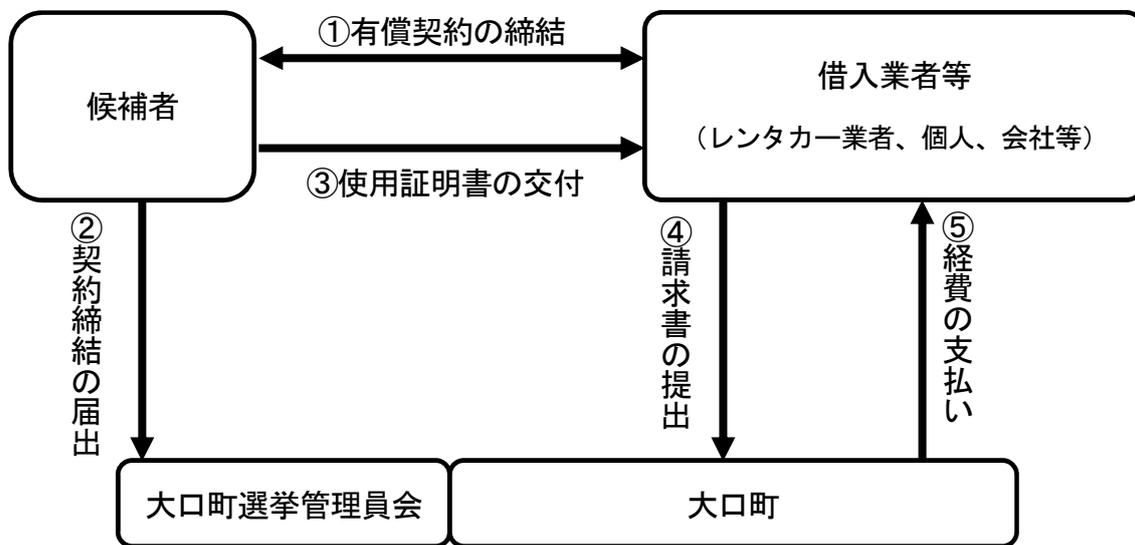
3 施行期日

公布の日から施行します。

○選挙運動の公費負担に関する支払事務のイメージ

- ※ 公費負担に係る請求先は町長になります。
- ※ いずれの公費負担についても、供託物が没収される候補者の経費については、業者等は町長に経費の請求をすることはできません。
- ※ それぞれの有償契約は告示日以後であっても問題ありませんが、準備期間を考慮して告示日より前としました。

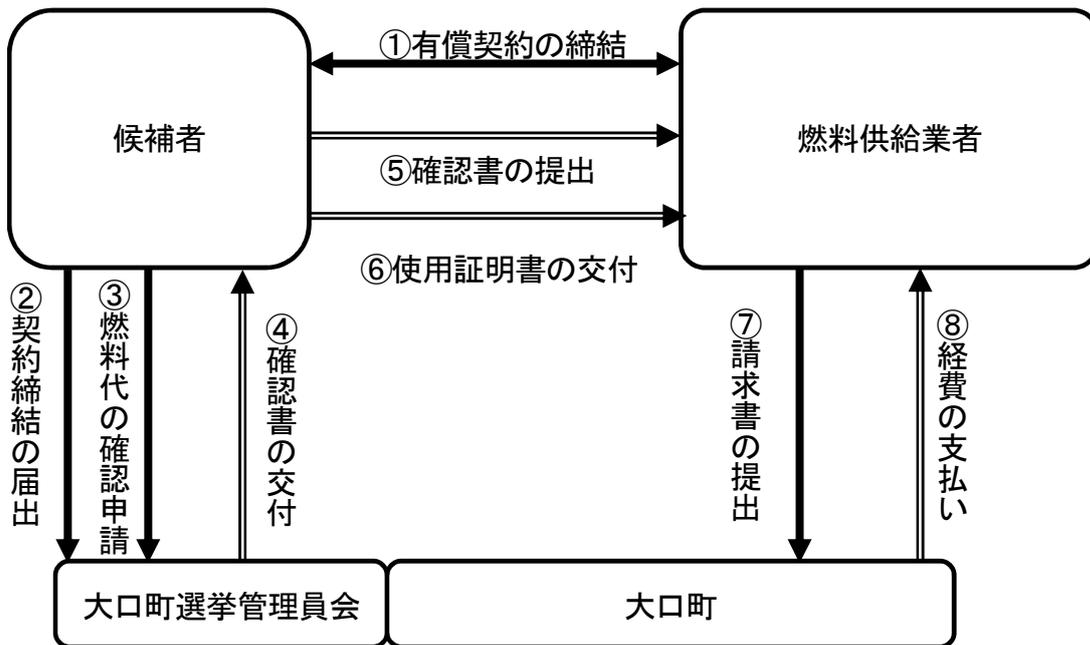
1 選挙運動用自動車 自動車の借入れ（個別契約）



順序	手続	必要書類、様式等	添付書類	時期
①	候補者と借入業者等は自動車の賃貸借に関する有償契約を結ぶ。	選挙運動用自動車賃貸借契約書		告示日より前
②	候補者は①の契約締結の届出を町選管に行う。	【様式】選挙運動用自動車の使用の契約届出書(自動車の借入れ欄に記入)	①の契約書の写し	告示日以後
③	候補者は借入業者等に使用証明書を交付する。	【様式】選挙運動用自動車使用証明書(自動車)		請求の前に
④	借入業者等は町長に請求書を提出する。	【様式】請求書(選挙運動用自動車の使用)及び請求内訳書(自動車の借入れ)	③の使用証明書	請求のとき
⑤	町長は借入業者等に経費を支払う。			確認後速やかに

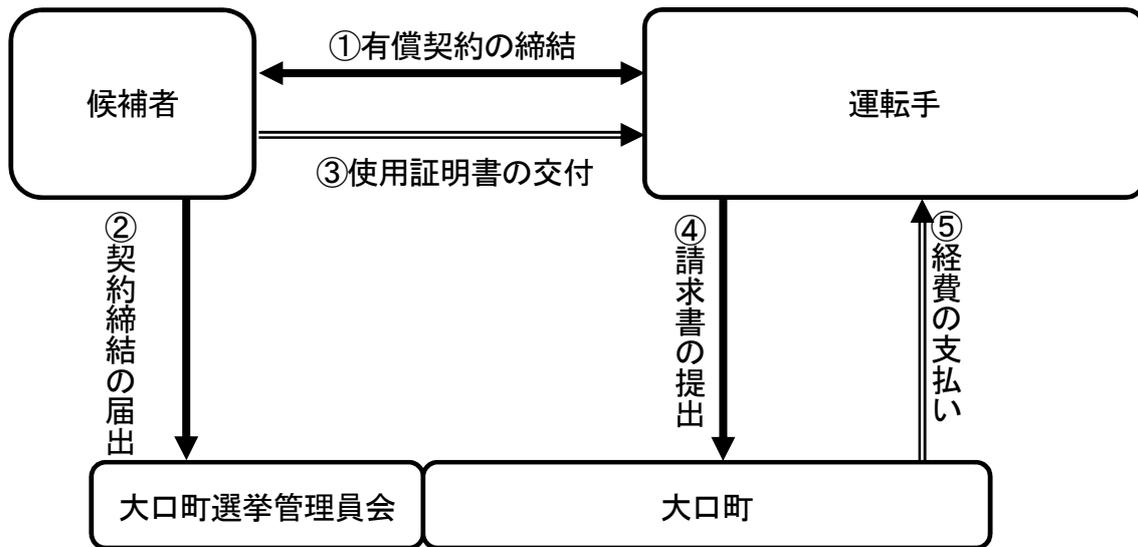
※一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー・タクシー）もほぼ同様です。

2 選挙運動用自動車 燃料代（個別契約）



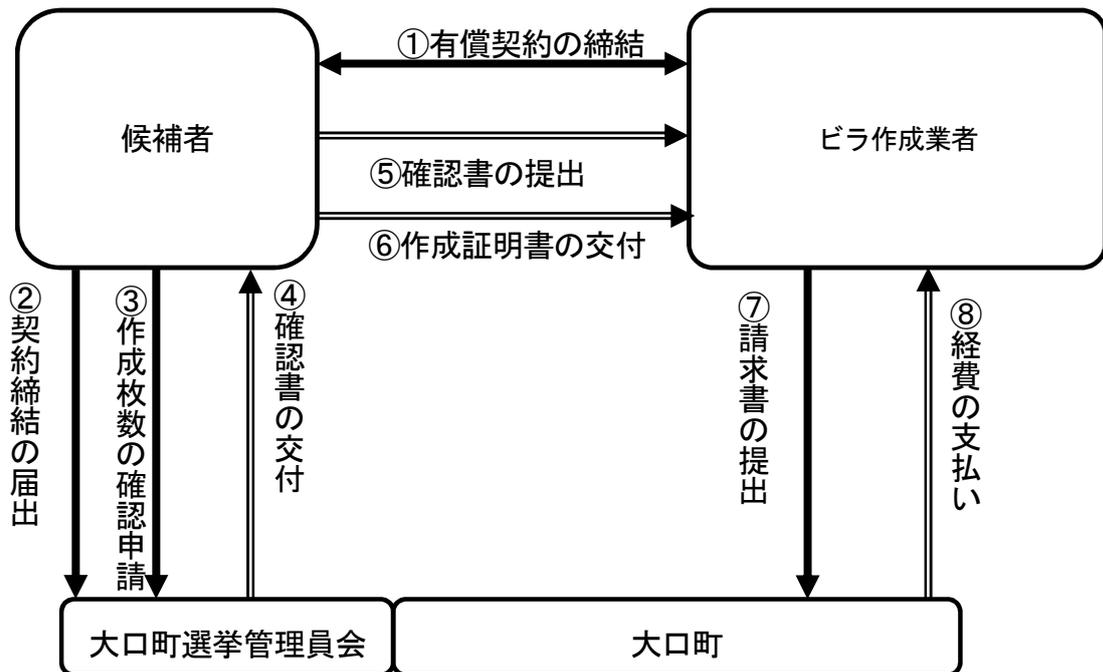
順序	手続	必要書類、様式等	添付書類	時期
①	候補者と燃料供給業者は燃料供給に関する有償契約を結ぶ。	選挙運動用自動車の燃料供給契約書		告示日より前
②	候補者は①の契約締結の届出を町選管に行う。	【様式】選挙運動用自動車の使用の契約届出書（燃料代欄に記入）	①の契約書の写し	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	【様式】選挙運動用自動車燃料代確認申請書		請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	【様式】選挙運動用自動車燃料代確認書		申請後速やかに
⑤	候補者は燃料供給業者に④の確認書を提出する。	④の確認書		請求の前に
⑥	候補者は燃料供給業者に使用証明書を交付する。	【様式】選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	給油伝票の写し	請求の前に
⑦	燃料供給業者は町長に請求書を提出する。	【様式】請求書（選挙運動用自動車の使用（燃料代）及び請求内訳書（燃料代）	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し	請求の時
⑧	町長は燃料供給業者に経費を支払う。			確認後速やかに

3 選挙運動用自動車 運転手の雇用（個別契約）



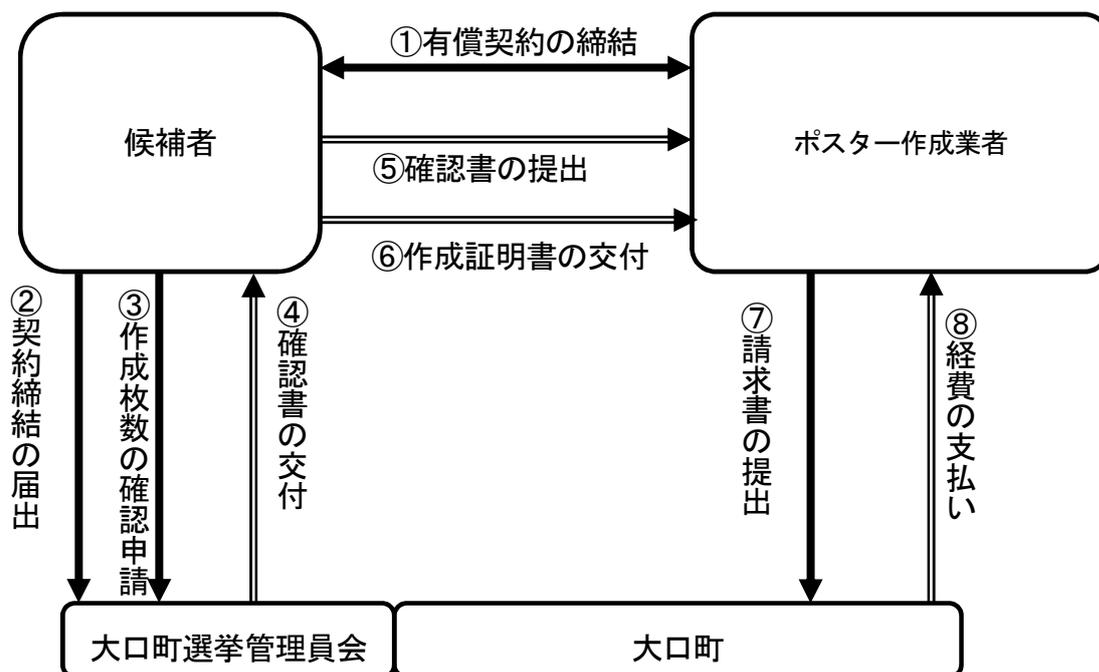
順序	手続	必要書類、様式等	添付書類	時期
①	候補者と運転手は雇用に関する有償契約を結ぶ。	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書		告示日より前
②	候補者は①の契約締結の届出を町選管に行う。	【様式】選挙運動用自動車の使用の契約届出書（運転手の雇用欄に記入）	①の契約書の写し	告示日以後
③	候補者は運転手に使用証明書を交付する。	【様式】選挙運動用自動車使用証明書（運転手）		請求の前に
④	運転手は町長に請求書を提出する。	【様式】請求書（運転手の雇用）及び請求内訳書（運転手）	③の使用証明書	請求のとき
⑤	町長は運転手に経費を支払う。			確認後速やかに

4 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類、様式等	添付書類	時期
①	候補者とビラ作成業者が有償契約を結ぶ。	選挙運動用ビラ作成契約書		告示日より前
②	候補者は①の契約締結の届出を町選管に行う。	【様式】選挙運動用ビラの作成契約届出書	①の契約書の写し	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	【様式】選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書		請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	【様式】選挙運動用ビラ作成枚数確認書		申請後速やかに
⑤	候補者はビラ作成業者に④の確認書を提出する。	④の確認書		請求の前に
⑥	候補者はビラ作成業者に作成証明書を提出する。	【様式】選挙運動用ビラ作成証明書		請求の前に
⑦	ビラ作成業者は町長に請求書を提出する。	【様式】請求書（選挙運動用ビラの作成）及び請求内訳書	④の確認書 ⑥の作成証明書	請求の時
⑧	町長はビラ作成業者に経費を支払う。			確認後速やかに

5 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類、様式等	添付書類	時期
①	候補者とポスター作成業者が有償契約を結ぶ。	選挙運動用ポスター作成契約書		告示日より前
②	候補者は①の契約締結の届出を町選管に行う。	【様式】選挙運動用ポスターの作成契約届出書	①の契約書の写し	告示日以後
③	候補者は町選管に確認申請書を提出する。	【様式】選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書		請求の前に
④	町選管は候補者に確認書を交付する。	【様式】選挙運動用ポスター作成枚数確認書		申請後速やかに
⑤	候補者はポスター作成業者に④の確認書を提出する。	④の確認書		請求の前に
⑥	候補者はポスター作成業者に作成証明書を提出する。			請求の前に
⑦	ポスター作成業者は町長に請求書を提出する。	【様式】請求書（選挙運動用ポスターの作成）及び請求内訳書	④の確認書 ⑥の作成証明書	請求の時
⑧	町長はポスター作成業者に経費を支払う。			確認後速やかに

※ 写真撮影代・デザイン料を含めてポスター作成契約を結んだ場合は、条例に規定する限度額の範囲内で、ポスター作成に係る費用として、公費負担の対象となりますが、別々に契約（支払い）をした場合には公費負担の対象になりません。